

参 考 资 料

苫小牧市住民投票条例市民検討懇話会委員

平成25年3月現在

区分	氏名	所属等
学識委員	会長 東 裕	苫小牧駒澤大学国際文化学部教授
	高野 譲	大谷和広法律事務所
市民活動団体推薦委員	副会長 福井 洋幸	苫小牧NPO法人連合会あゆ〜む推薦
	江川 豊	苫小牧市町内会連合会推薦
	阿部 和法	苫小牧青年会議所推薦
公募委員	岡 聖子	
	佐々木 あゆみ	
	長岡 弥生	

苫小牧市住民投票条例市民検討懇話会 検討経過

回	開催日時	場 所	会議内容
第1回	平成24年10月11日(木) 18時30分～20時40分	市役所 93会議室	○委員への委嘱状交付 ○会長・副会長の選出 ○会議及び会議録の取扱い ○懇話会の検討スケジュール予定 ○個別論点の検討 第1 住民投票制度の意義と位置付け 第2 個別設置型条例と常設型条例 第3 投票結果に対する拘束力と尊重義務 第4 住民投票の対象事項 第5 住民投票の投票資格及び請求資格
第2回	平成24年11月14日(水) 18時30分～20時45分	市役所 93会議室	○個別論点の検討 第6 対象となる市民 第7 外国人住民の投票資格及び請求資格 第8 住民投票の請求権者（発議権者） 及び署名要件
第3回	平成24年12月19日(水) 18時30分～20時45分	市役所 81会議室	○委員交代による委嘱状交付 ○個別論点の検討 第9 設問及び選択肢の設定 第10 成立要件 第11 住民投票期日、選挙との同日実施、 住民投票に要する費用
第4回	平成25年1月24日(木) 18時30分～20時30分	市役所 93会議室	○提言書の提出に向けたスケジュール予定 ○個別論点の検討 第12 情報提供 第13 住民投票の実施機関、投票及び開票 に関する事務等 第14 住民投票運動 第15 再請求の制限期間 第16 不服申立て、異議の申出 ○議論の整理・集約に向けて更に検討が必要で ある個別論点の検討
第5回	平成25年2月12日(火) 18時30分～21時10分	市役所 81会議室	○議論の整理・集約に向けて更に検討が必要で ある個別論点の検討 ○議論の整理・集約（基本的方針整理）
第6回	平成25年3月14日(木) 18時30分～20時10分	市役所 3階会議室	○議論の整理・集約（最終的方針整理） ○提言書（案）の審議

苫小牧市住民投票条例市民検討懇話会設置要綱

(設置)

第1条 市政の重要な課題に関する市民の意思を直接確認するための住民投票条例に規定する基本的事項について検討するため、苫小牧市住民投票条例市民検討懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、常設型の住民投票条例に規定すべき項目に関する事項その他市長が必要と認める事項について検討し、市長に提言するものとする。

(組織)

第3条 懇話会は、委員8人以内で組織する。

2 懇話会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民活動団体が推薦する者
- (3) 公募に応じた者
- (4) その他市長が適当と認める者

3 前項第3号に掲げる委員の数は、3人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による提言の全てを市長に提出する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集する。

2 懇話会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 懇話会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対して説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、総合政策部政策推進室市民自治推進課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

